

「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」（国庫補助制度）の
条件変更によって追加で発生する信用保証料の支援に係る
照会回答事例集

令和 3 年 7 月 2 日 現在
島根県商工労働部中小企業課

■支援の仕組みについて

1 この支援の目的は。

A :

県内中小企業者が、「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」による借入金の返済計画の見直し（以下、「条件変更」という。）をしやすくし、事業継続に必要な手許資金の確保を支援する。

2 本支援の概要は。

A :

「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」（国庫補助制度）を据置期間 3 年以内、融資期間 12 年以内の範囲内で期間延長する条件変更をしたとき、信用保証協会へ追加で支払った信用保証料について、県がキャッシュバック方式で補助する。

3 対象となる条件変更の留意点は。

A :

- 条件変更後の返済方法は、融資期間内の元金均等月賦にかぎる（不均等返済や、いわゆるテールヘビーは不可）
- 借入時に据置期間を設定していなかった、もしくは既に据置期間が終了している場合、借入当初から 3 年以内の範囲で、条件変更時点の残高に対して据置期間を設定することができる
- 借入時に 3 年以内で設定している据置期間を変更せずに、融資期間のみを 1 2 年以内の範囲で期間延長する場合も認める
- 借入時に 3 年超の据置期間を設定している場合は対象外

4 提出が必要な書類は。

A :

対象となる条件変更の実行後に、次の書類を県へ提出する。

- 「信用保証料受入証明書」の写し
- 「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金実績報告書兼交付申請書」
- 「振込口座登録届出書」

5 本支援の取扱い期間は。

A :

令和3年7月2日条件変更承諾分から令和3年12月末条件変更実行分まで。

※県への補助金申請期限は令和4年1月末